種類		実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘要
基盤地図情報	行政区画の境界線及び代表点、道路縁、軌道の中心線、標高点、海岸線、水涯線、建築物の外周線、市町村の町若しくは字の境界線及び代表点	平成22年	（注１）	2500レベル以上	標高点は独立標高点のみ

備考　地図の刊行日　平成23年２月１日

上記の基盤地図情報は、測量法第27条２項及び地理空間情報活用推進基本法第18条２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。

（注１）

全域

群馬県：大泉町、邑楽町

埼玉県：鳩ヶ谷市

東京都：町田市

神奈川県：横浜市

奈良県：奈良市

一部

群馬県：東吾妻町

滋賀県：守山市

奈良県：宇陀市

種類		実施時期	区域	縮尺レベル	摘要
電子国土基本図（地図情報）原形データベース		平成22年	全国	25000レベル以上	

種類		実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘要
電子国土基本図(地図情報)	地図画像データ（htm形式、png形式）	平成22年	全国	25000レベル以上	

備考　地図画像データの公開日　平成23年２月１日

上記の電子国土基本図（地図情報）は、測量法第27条第３項に基づき、インターネットによる供覧を行う。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第７７号

宮城県登米市迫町北方字新二番江228番地２
債務者　佐々木和幸
１　決定年月日時　平成23年１月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　及川　　毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１００１号

埼玉県坂戸市花影町３番15号
債務者　柳田　正人
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１００２号

埼玉県坂戸市花影町３番15号
債務者　柳田美枝子
１　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月20日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８４８号

埼玉県入間市久保稲荷１丁目10番地１　扇町屋団地14―402
債務者　畔蒜　浩治
１　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岡　直也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月８日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９７３号

埼玉県狭山市祇園５番35号　シティパル祇園102、前住所埼玉県狭山市大字上奥富75番地の６　アリュージュ新狭山301
債務者　福田　将史
１　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内田　　敦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１号

鹿児島県曽於市財部町北俣199番地１
債務者　加世田ゆか
１　決定年月日時　平成23年１月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大毛　裕貴
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月14日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第３２２号

長野県北安曇郡白馬村大字北城4755番地
債務者　中村　治文
１　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神戸　美佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３２３号

長野県北安曇郡白馬村大字北城2253　コーポ白馬101号、住民票上の住所長野県北安曇郡白馬村大字北城4755番地
債務者　中村　利幸
１　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神戸　美佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１００号

宮城県石巻市桃生町神取字堤外四番13番地41、前住所宮城県石巻市長浜町６番７号
債務者　御代　繁實
１　決定年月日時　平成23年１月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白根澤俊夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号

宮城県東松島市矢本字上河戸204番地１、前住所宮城県東松島市小松字浮足188番地４
債務者　大井　洋一
１　決定年月日時　平成23年１月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白根澤俊夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号

宮城県東松島市赤井字南新町14番地７、前住所宮城県東松島市大曲字土手下南161番地１
債務者　相澤　長一
１　決定年月日時　平成23年１月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白根澤俊夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係